

補 足 資 料

1. 交付スケジュール

期 日	内 容
4月24日（金） ～ 5月29日（金） 必着	1 募 集 （1地区1団体まで） ・ 補助金交付申請書（様式第1号）を提出 （ご案内団体） ・ 地区社会福祉協議会（15地区） ・ 地区セーフコミュニティ推進協議会（6地区） ・ 地区支えあい活動の協議会（中曽根区）
6月10日（水）	2 審査会
6月17日（水）	3 交付決定 4 審査結果通知 郵送 ・ 補助金交付申請審査結果通知書（様式第2号）
6月26日（金）	5 補助金請求書を提出 ・ 補助金請求書（様式第3号）
7月10日（金）	6 補助金を指定口座へ入金
	7 事業実施 ・ 各地区でそれぞれの事業を実施
事業終了	8 事業終了後30日以内に実績報告 ・ 実績報告書（様式第4号）

※様式第1号以外の各書類は補助金決定後にお渡しいたします。

2. 留意事項

- (1) 1行政区1団体までの申請となっています。1行政区において複数の申請があった場合は、区長さんにて調整を図って頂きますようお願いいたします。
- (2) 本補助金は、団体の運営に対する補助ではなく事業に対しての補助となります。
- (3) 経費の収支計画につきまして、補助金の使途が分かるように具体的にご記入ください。
- (4) ふれあいサロンにかかる経費はすべて対象外となります。
- (5) 補助金交付決定後、事業内容の変更を希望する場合、事業変更申請書の提出が必要となります。

3、小地域支えあい活動育成事業 補助金活用参考例

※小地域支えあい活動育成事業補助金交付要綱の第4条参照してください。

(1) 見守り・声掛け活動

- ・見守り訪問活動を行う際に必要な、役員のタスキ、腕章やネームプレート等経費。
- ・定期的な安否確認のために、一人暮らし宅へ電話をかける事業にかかる電話代の補助。(日常的な電話代は除く)
- ・個人の情報や書類を補完するために必要なファイルを購入する。

(2) 生活支援活動

- ・雪かき支援を行うために必要な、雪かきの購入費用、防寒対策。
- ・庭木の剪定、高齢者宅等の畑を耕す事業などに必要な備品を購入する。
- ・刈払機を使用しての作業にかかる、ガソリン代、替え刃。(地区の作業は対象外)
- ・移動支援に必要なガソリン代。(日常的なガソリン代は除く)
- ・活動を安全に行うための保険料。(ボランティア活動保険、民間の保険等)

(3) 住民ニーズの調査

- ・住民の困りごとニーズの調査や支援者を募集するため等のアンケート調査を行う。
- ・直接個別訪問など行いニーズを聞き取ったり、困った時に相談できるように地区相談窓口カードを配布する。

(4) 福祉懇談会・福祉学習会・福祉講座

- ・支えあい活動を推進するための学習会にかかる諸経費。(講師代含む)
(個人情報取り扱い、障がい者や、認知症の方への接し方、身体介護方法など)
- ・区民へ活動紹介や関心を深めるために社協だより等の広報誌を発行する際にかかる経費。

(5) 定期的な検討会

- ・小地域支えあい活動を継続的に進めていくため、協議体(支えあいの中核組織)の会議等の運営に必要な経費。(ファイル、紙、印鑑、インク代、郵券料など)